

【災害時の協定見直し】 県警と県警備協 臨機応変に対応

徳島県警と徳島県警備業協会は2017年1月17日、災害時に交通誘導やパトロールといった業務を担う協定内容を見直した。被災後の状況は予想が難しいため、臨機応変に対応できるようにした。県警本部において、県警の鈴木信弘本部長と協会の山下秀夫会長が新たな協定書に押印した。

協定は阪神大震災を契機に1997年に結び、警備員が交通誘導する交差点やパトロールする範囲に加え、各所に配置する人数を決めていた。しかし、その後完成した橋や道路に対応しておらず、被災する場所や程度の予想が困難であるため、「実情に応じて指定する」と改めた。

締結式で鈴木本部長は「被災後は警察官が不足する。より柔軟で効果的なマンパワーの支援を受けられるのは心強い」とあいさつした。

県警備業協会に加盟する49社には、計約2100人の警備員が所属している。



新たな協定書に押印する徳島県警の鈴木信弘本部長(左)と県警備業協会の山下秀夫会長(右)